

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2020年3月6日のパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

番号	不適合内容	グレード	発見日
1	<p>【管理区域図の作成誤りについて】 免震重要棟前および入退域管理棟前の仮設建物の撤去に伴い、管理区域図の変更作業を行っていたところ、本来「管理区域設定:解除予定エリア」と示すところ、「汚染のおそれのない管理区域」と示されていることを確認。 誤り箇所について修正済み。 今後、他工事に伴う管理区域図変更と併せ、当該箇所を変更申請予定。</p>	G II	3月3日
2	<p>【既設多核種除去設備(B) 吸着塔16Bの上蓋フランジパッキン部よりにじみリーク発生について】 既設多核種除去設備(B) 吸着塔16Bの上蓋フランジパッキン部よりにじみリーク発生を確認。 原因は経年劣化によるものと推定。 なお、吸着塔15Bは運用可能であり、運転に問題なし。当該吸着塔をバイパスした上で運転を再開。 今後、原因調査し、点検および修理予定。</p>	G III	3月2日
3	<p>【既設多核種除去設備(A) 処理水移送弁からの漏えいについて】 「既設多核種除去設備出口移送スキッドA」の漏えい警報発生を確認。 現場確認の結果、処理水移送弁点検のため弁本体を取り外した箇所から漏えいを確認。 弁本体を取り外した箇所には、異物混入防止および被ばく防止のためゴムカバーおよび袋養生を事前に行っていた。 漏えいした水は、多核種除去設備の堰内に留まっており、建屋外への漏えいはなし。 原因は、処理水移送弁点検のため弁本体を取り外していたが、隔離していた下流側弁がシート漏えいしたことにより、運転していた既設多核種除去設備(B)(C)から処理水が逆流し、取り外した箇所から漏えいしたと推定。 漏えいした箇所の拭き取りを実施後、袋養生およびドレンパン設置済み。 今後、弁点検等で弁を取り外す際は、シール性のある閉止フランジの取り付けを実施する。</p>	G III	3月2日
4	<p>【増設多核種除去設備(C) 塩酸供給ポンプ(C)吸込み側フランジのにじみ漏えいについて】 増設多核種除去設備(C) 塩酸供給ポンプ(C)吸込み側フランジのにじみ漏えいを確認。 当該系統の運転が停止しないよう、ポリタンクに導く漏えい受けを設置した上で運転を継続。 なお、過去にも漏えいが発生しており、当該ポンプの取替検討の最中であった。</p>	G III	3月2日
5	<p>【増設多核種除去設備(A) 塩酸供給ポンプ(A)吸込み側フランジのにじみ漏えいについて】 増設多核種除去設備(A) 塩酸供給ポンプ(A)吸込み側フランジのにじみ漏えいを確認。 当該系統の運転が停止しないよう、ポリタンクに導く漏えい受けを設置した上で運転を継続。 なお、過去にも漏えいが発生しており、当該ポンプの取替検討の最中であった。</p>	G III	3月2日
6	<p>【既設多核種除去設備 β線水モニター時受ポット2出口ラインの詰りについて】 既設多核種除去設備 β線水モニター時受ポット2出口ラインの詰りを確認。 1系にて監視は可能であり問題なし。 今後、当該ラインを分解・清掃予定。</p>	G III	3月2日
7	<p>【サブドレン一時貯水タンク(B)の水位計の指示不良について】 サブドレン一時貯水タンク(B)の排水実施中、タンク水位の指示値のオバースケールを確認。 排水操作を中断し、ポンプ停止・一時貯水タンク(B)の隔離を実施。 また、タンクからの漏えいがないことを確認。 調査の結果、水位計の単体故障と判断。 点検中の一時貯水タンク(A)の水位計を一時貯水タンク(B)の水位計へ一時的に取り付け、残水を排水済み。 今後、当該水位計を交換予定。</p>	G III	3月3日